

第36回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和5年5月25日、午後1時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第36回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
		2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 齋藤秀樹、主任 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。</p> <p>欠席委員は1番 小山委員であります。</p> <p>推進委員の出席は19名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号までについて</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>
----	---

議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る市長からの協議について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第36回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午後1時34分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

2番 桐生委員、15番 遠藤委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、総括表に基づきましてご報告いたします。

農地法第4条の届出は、件数が2件、筆数が3筆、面積が1,014㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が17件、筆数が23筆、面積が9,585㎡です。

合計いたしまして、件数が19件、筆数が26筆、面積が10,599㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出を2ページに、第5条の届出を3ページから7ページまでに掲載しております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の8ページをお開きください。

主幹

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番です。申請地は板倉町にある田、622㎡、契約及び権利の内容は、売買による所有権の移転です。譲受理由は、利用権設定を受け現在耕作しているため取得したい、というものです。譲渡理由は、高齢で離農しており、農地を手離したい、というものです。

議案書の59ページをお開きください。本件の調査書でございます。許可の要件につきましては、該当する項目である第2項第1号、第4号、第6号、3項目ともすべて適となっております。他の項目につきましては適用がございません。譲受人の現在の耕作面積は3,565㎡です。現在利用権により借り受けている農地の取得であるため、許可後の耕作面積は変わらず、3,565㎡となります。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

3条許可申請は以上です。ご審議をよろしく願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

3番

3番 石橋委員

3番 石橋です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の59ページをご覧下さい。

調査年月日は令和5年5月17日、水曜日、午前10時から、調査班は柏瀬委員を班長といたしまして、桐生委員、藤生委員、長谷川会長、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地、合計6筆については事前に事務局が確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自宅に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

入江推進委員

特にありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。
続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを
議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主任 議案書の9ページをお開きください。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明い
たします。
5月の申請件数は2件で、資材置場が1件、一般住宅が1件となっております。
議案書後半の個別の調査書を見ながらご説明いたします。
1番、申請地は月谷町地内の田、合計1,151㎡となっております。施設の
概要は資材置場で申請事由は記載のとおりです。契約内容は所有権移転の売
買、農地区分は第2種農地です。
61ページをお開きください。
調査書の各項目とも適正なものと判断しています。
現地の様子は御覧のとおりです。
9ページにお戻りください。
2番、申請地は県町地内の畑420㎡です。施設の概要は一般住宅で住宅1
棟を設置するものです。申請事由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転売
買、農地区分は第2種農地となっております。
議案書の63ページをお開きください。
調査書の各項目とも適正なものと判断しています。
現地の様子は御覧のとおりです。
以上、5条許可申請2件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 本件は一括審議といたします。
本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。
続いて議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断
についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主任 議案書の10ページをお開きください。
議案第3号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断につい
て、ご説明いたします。
本件は、農林水産省経営局長通知「農地法の運用について」に記載のとおり、
農地の所有者からの求めにより、農地に該当するか否かの判断を行い、議決を
いただくものです。

主任

今回の対象地は板倉町地内にある畑、3筆、面積はそれぞれ、403㎡、1,200㎡、495㎡です。

令和5年4月20日に、事務局が荒廃農地として把握しております。現況は周囲の山林と一体化した状況であり、5月17日に、調査班による現地確認調査を行いました。

農地の状況につきましては、議案書の65ページをご覧ください。1筆目、2筆目の位置図を、66ページに公図の写しを載せております。

続きまして、議案書の67ページをお開きください。

左側に3筆目の位置図、右側に公図の写しを載せております。山林に囲まれた場所であることがご確認いただけたと思います。

議案の説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番

4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日及び調査班は、3条許可申請と同じであります。

調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、板倉町内の2カ所の現地調査を行いましたところ、片方の対象地は集落に近い山の裾野にあり、杉の木が植林されていることを確認しました。もう片方の対象地はゴルフ場の敷地内に取り残され、雑木が繁茂していることを確認しました。いずれの対象地も周囲は山林となっている状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第3号はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の11ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

12ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び移転の総括表です。表の1行目、貸借権設定について、件数が150件、面積が381,654㎡です。所有権移転については、件数が2件、面積が6,559㎡です。

詳細につきましては、貸借権設定を13ページから49ページまでに、所有権移転を50ページに掲載しております。

審議の後、承認をいただきましたら、5月31日付けで公告の手続きを行います。よろしくお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、4番 藤生委員の退席を求めます。

【午後1時52分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した藤生委員の出席を求めます。

【午後1時52分 出席】

議長 続いて2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、15番 遠藤委員の退席を求めます。

【午後1時52分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した遠藤委員の出席を求めます。

【午後1時53分 出席】

議長 続いて3番から10番までを上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午後1時54分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、3番から10番まではそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した赤坂委員の出席を求めます。

議長 【午後1時54分 出席】
続いて11番及び12番を上程いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、5番 清水委員の退席を求めます。

議長 【午後1時54分 退席】
本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】
それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、11番及び12番はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した清水委員の出席を求めます。

議長 【午後1時55分 出席】
続いて13番を上程いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、10番 星野委員の退席を求めます。

議長 【午後1時55分 退席】
本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】
それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、13番はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した星野委員の出席を求めます。

議長 【午後1時56分 出席】
続いて14番から150番まで及び所有権移転を上程いたします。
本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】
それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、14番から150番まで及び所有権移転はそのように決定いたしました。
続いて、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る市長からの協議についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主査

議案書の51ページをお開きください。

議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）に係る市長からの協議について、ご説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和5年4月1日から、「農用地利用配分計画」の名称が変更になったものであります。事務手続きなどに変更はございません。

52ページをご覧ください。今回の総括表になります。貸借権設定について、件数が5件、面積が8,893.91㎡になります。

詳細につきましては、53ページから54ページに掲載しております。

促進計画の案についてご承認いただきましたら、農業委員会から特段の意見がない旨の回答を市へ提出いたします。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第5号はそのように承認いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第36回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午後1時58分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月25日

足利市農業委員会

2番委員

15番委員